

令和5年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修 <従事者向け研修>

演習 ①

「虐待防止・身体拘束適正化の  
義務内容の把握」

2023.12.12 (火) 13:30~14:30

2024. 1.19 (金) 13:30~14:30

社会福祉法人 成春館  
田原授産所 施設長 鎌田博幸

# 1. 「障害者虐待防止の更なる推進」で令和4年度義務化された内容はなんでしょう？

## ① 従業者の（ ）の実施

「従業者」は、全ての職員が含まれる

## ② （ ）委員会の設置

「委員会」は少なくとも年（ ）回開催すること

## ③ 虐待防止（ ）の設置

# 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

## [現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

## [見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

## ○ R3.3.30改正「運営基準」(虐待の防止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(虐待の防止)

第五十四条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 2. 義務化された障害者虐待防止内容の整理

### ○ 障害者虐待防止の義務内容3点

- ・ 令和4年度から義務化されています

#### ① 虐待防止委員会の設置と開催

委員会は年1回以上開催し、その内容を周知

#### ② 虐待防止責任者の設置

#### ③ 全従業員の研修の実施と記録

手引きP19~21を参考に研修を実施

### 3. 「手引き」P19～21で、研修内容を検討する

#### 考えられる研修の種類

#### 例示

①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

- 基本的な職業倫理
- 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）
- 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解
- 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会
- 過去の虐待事件の事例を知る等
- **職場内研修用冊子の活用**  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

②職員のメンタルヘルスのための研修

怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」

③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

- 障害や精神的な疾患等の正しい理解
- 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法
- 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）
- 身体拘束、行動制限の廃止
- 服薬調整
- **他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等**
- コンサルテーションの導入

④事例検討

- 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持
- 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
- 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等

⑤利用者や家族等を対象にした研修

「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>

## 4. (演習) 自施設・事業所の虐待防止の取り組み確認 - 1

### ① 虐待防止委員会の設置と開催

- ・ 設置の有無 → あり ・ なし ・ 設置取組中
- ・ 令和4年度の開催時期と内容
- ・ 令和5年度の開催時期と内容

### ② 虐待防止委員会の委員

- ・ 委員長の役職 … ( 役職名 )
- ・ 委員の人数と役職 … 人  
( 役職名 )

## 4. (演習) 自施設・事業所の虐待防止の取り組み確認 - 2

### ③ 虐待防止研修の実施状況

- ・ 令和4年度虐待防止研修実施の有無 → あり・なし
- ・ 令和4年度の実施時期と内容
- ・ 令和5年度の実施時期と内容

### ④ 虐待防止委員会の課題

- ・ 自施設の虐待防止委員会の課題は何？



## 5. (演習) 他施設・事業所の虐待防止の取り組み確認 - 1

① 虐待防止委員会の設置と開催

② 虐待防止委員会の委員

## 5. (演習) 他施設・事業所の虐待防止の取り組み確認 - 2

③ 虐待防止研修の実施状況（回数と内容）

④ 虐待防止委員会の課題

## 6. 「身体拘束等の適正化の推進」で令和4年度から義務化された内容はなんでしょう？

- ① 身体拘束等を行った場合、その態様や時間等を（ ）すること

※訪問系サービスは令和3年度、他は平成30年度から義務化済み

- ② 身体拘束等の適正化を検討する委員会の設置  
「委員会」は少なくとも年（ ）回は開催すること

- ③ 身体拘束等の適正化のための（ ）の整備

- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための（ ）の実施

# 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
  - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
  - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

## 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

## 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

## ○ R3.3.30改正「運営基準」(身体拘束等の禁止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 7.義務化された身体拘束等適正化内容の整理

### ○身体拘束等適正化の義務内容4点

- ・令和4年度から義務化されています
- ・令和5年度から身体拘束廃止未実施減算(5単位)適用

#### ① やむ得ず行う身体拘束等の記録の実施

#### ② 身体拘束適正化検討委員会の設置と開催

委員会は年1回以上開催し、その内容を周知

#### ③ 身体拘束等適正化の指針の整備

#### ④ 全従業員の身体拘束等適正化研修の実施と記録

手引きP33~42内容、事例検討等の研修を実施

## 8. (演習) 自施設・事業所の身体拘束適正化の取り組み確認 - 1

### ① 身体拘束適正化検討委員会の設置と開催

(虐待防止委員会と一体的な設置、開催も含める)

- ・ 設置の有無 → あり ・ なし ・ 設置取組中
- ・ 令和4年度の開催時期と内容
- ・ 令和5年度の開催時期と内容

### ② 身体拘束適正化検討委員会の委員

- ・ 委員長の役職 … ( 役職名 )
- ・ 委員の人数と役職 … 人  
( 役職名 )

## 8. (演習) 自施設・事業所の身体拘束適正化の取り組み確認 - 2

### ③ 身体拘束適正化研修の実施状況

- ・ 令和4年度身体拘束適正化研修実施の有無 → あり・なし
- ・ 令和4年度の実施時期と内容
- ・ 令和5年度の実施時期と内容

### ④ 身体拘束適正化検討委員会の課題

- ・ 自施設の身体拘束適正化検討委員会の課題は何？



## 9. (演習) 他施設・事業所の身体拘束適正化の取り組み確認 - 1

### ① 身体拘束適正化検討委員会の設置と開催

(虐待防止委員会と一体的な設置、開催も含める)

### ② 身体拘束適正化検討委員会の委員

## 9. (演習) 他施設・事業所の身体拘束適正化の取り組み確認 - 2

③ 身体拘束適正化研修の実施状況

④ 身体拘束適正化検討委員会の課題